

令和4年度標準監視指導回数

ランク	標準監視回数	業種等
A	2回以上／年	1回300食以上又は1日750食以上調製する飲食店営業・そうざい製造業 過去2年間に行政処分を受けた施設 乳処理業 食肉製品製造業 乳製品製造業 複合型そうざい製造業 乳酸菌飲料製造業 複合型冷凍食品製造業 特別牛乳さく取処理業 と畜場 集乳業 認定小規模食鳥処理場 と畜場併設食肉処理施設
B	1回以上／年	A以外の飲食店営業(仕出し、弁当、旅館)・そうざい製造業 アイスクリーム類製造業(一般) 魚肉練り製品製造業 添加物製造業 清涼飲料水製造業 高知県食品総合衛生管理認証施設(第3ステージ) 酒類製造業(どぶろく特区において施設基準を緩和した施設) 食品の冷凍又は冷蔵業(輸出水産食品取扱施設) 1回300食以上又は1日750食以上の食事を提供するセンター方式の給食施設 魚介類販売業(輸出水産食品取扱施設) 食肉処理業 液卵製造業 認定小規模食鳥処理場 水産製品製造業(魚肉練り製品製造施設) (食鳥処理場休止届の届出があった施設) 漬物製造業(工場形態のもの)
C	1回以上／2年	飲食店営業(A,B以外一般食堂・レストラン、すし、めん類、中華料理、調理パン、軽食喫茶、料理店) 菓子製造業(パン・洋菓子、和菓子、その他) あん類製造業 食肉販売業(一般) 食用油脂製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 みそ製造業 マーガリン又はショートニング製造業 ソース類製造業 醤油製造業 豆腐製造業 酒類製造業 麺類製造業 納豆製造業 食品の放射線照射業 魚介類販売業(B以外、包装、自動車を除く) 食品の冷凍又は冷蔵業(B以外) 高知県食品総合衛生管理認証施設(第2ステージ) B以外の1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する給食施設 水産製品製造業(B以外) 漬物製造業(B以外) 冷凍食品製造業 密封包装食品製造業 みそ又はしょうゆ製造業
D	1回以上／6年	飲食店営業(上記以外) 菓子製造業(屋台) 魚介類販売業(自動車) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(その他) 氷雪製造業 B、C以外の給食施設 魚介類競り売り営業 調理機能を有する自動販売機による営業 食品の小分け業
E	随時	許可不要業種(上記以外の届出業種)